

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 良好な営農条件を備えた農地の確保

目標①

水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上

(ア) 基盤整備を実施した農地における耕地利用率

(イ) 排水対策を実施した水田における麦・大豆の作付率

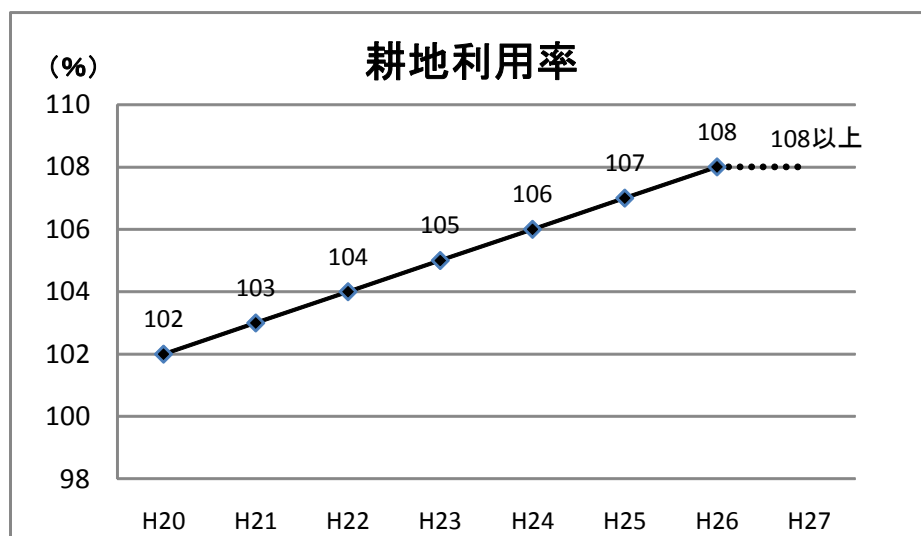
【測定指標の選定理由】

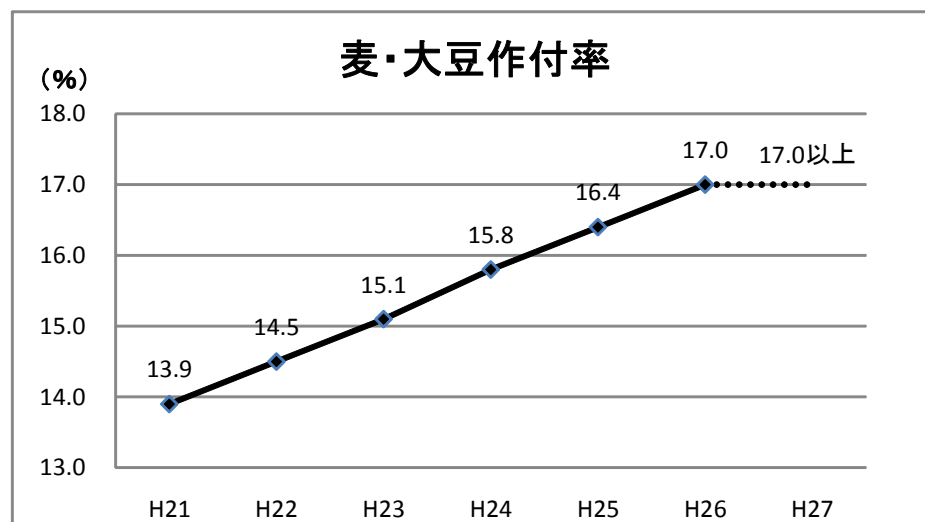
水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を推進することは、食料自給率の向上に繋がることから、「耕地利用率」及び「麦・大豆の作付率」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画においては、平成32年度の耕地利用率及び麦・大豆の作付率の数値目標をそれぞれ108%及び17%(※基本計画中の麦・大豆の計画作付面積より算出)と見込んでいるところ。このうち、農地の整備を実施した箇所については、基本計画から5年間前倒し、平成27年度までに耕地利用率108%以上及び麦・大豆の作付率17%以上の数値目標を達成することとしており、これを目標値として設定した。

なお、各年度においては、目標を達成するため、毎年度一定割合で耕地利用率及び麦・大豆の作付率を向上させることとした。





(「食料・農業・農村基本計画(H22年3月)」を基に農村振興局が作成)

【把握の方法】

農村振興局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

施策(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理

**目標①
基幹的農業用排水施設を対象に機能診断を実施**

(ア) 基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合(再建設費ベース)

【測定指標の選定理由】

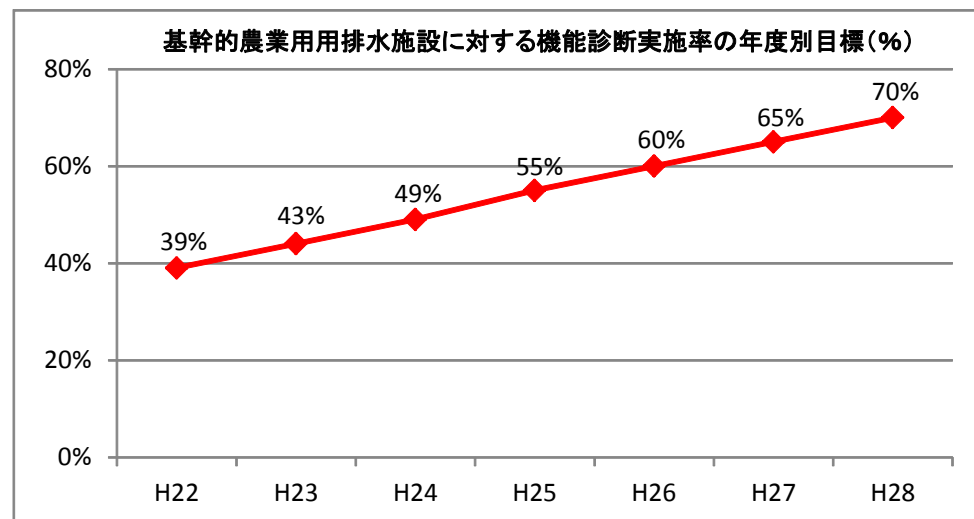
基幹的農業用排水施設に対する機能診断を実施し、ストックマネジメント(注6)による取組を推進することは、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に繋がることから、「基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合(再建設費ベース)」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

これまでの機能診断の実施状況を踏まえ、基幹的農業用排水施設のうち国営造成施設については供用開始後 10 年以上を経過する施設、県営造成施設については耐用年数を超過する施設など、劣化が進行する施設を対象に機能診断を実施することとしている。

これら対象施設を平成 28 年度までに全て機能診断することを目標として、基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合(再建設費ベース)を約4割(平成 22 年度)から約7割(平成 28 年度)に向上させることを目標値として設定した。

なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施率を向上させることとした。



(農村振興局作成)

【把握の方法】

農村振興局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

施策(3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

目標①

被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興

(ア) 震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積

【測定指標の選定理由】

東日本大震災により、約2万4千haに及ぶ農地が流失・冠水等し、広域にわたりがれき・ヘドロ等の堆積や塩水の浸入等による被害が生じたほか、農業用排水施設が損壊・流出するとともに、内陸部では広範囲の農地において地盤沈下や液状化が生じた。農林水産業は東北地方の基幹産業であることから、東日本大震災の被災地を災害に強い新たな食料供給基地として再生・復興させることが必要である。

このことから、「震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

東日本大震災による津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン」(平成23年8月策定、平成27年7月改正)に基づき、平成27年度の営農再開可能面積の約1.6万haを目標値として設定した。

なお、各年度においては、関係自治体の復旧・復興に向けた取組を踏まえ、営農再開が可能となる農地面積の見通しを示した。

【把握の方法】

被災6県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)を通じて、進捗状況を把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

目標②

湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少

(ア) 湛水被害等が発生するおそれのある農用地面積の減少

【測定指標の選定理由】

湛水被害等については、流域開発や地盤沈下などによる湛水被害、老朽化したため池の決壊による浸水被害の発生のおそれのある農用地のうち、立地条件の変化により

湛水面積が相当程度増加し農業被害が生じている地域や、堤体等から一定水準以上の漏水が確認され決壊の危険性が高いため池など、緊急的な対策が必要である。
このことから、「湛水被害等が発生するおそれのある農地の減少」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

湛水被害等の発生のおそれがある農用地面積のうち緊急的な対策が必要な農用地約 10 万 ha について、5年間で減少させることとして目標値を設定した。

なお、各年度においては、目標の達成に向けて、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に事業を推進し、毎年、延べ2万 ha の湛水被害等の発生のおそれのある農用地面積を減少させることとした。

【把握の方法】

防災事業を行うことによって、一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積を集計し把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

- (イ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)
(ウ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
(エ) 海岸堤防等の老朽化調査実施率

【測定指標の選定理由】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)において重点目標として位置付けられた、大規模又は広域的なリスクを低減させるための防災・減災対策として、海岸堤防の整備、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化、老朽化調査の実施を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

大規模地震の発生に備えた地震・津波対策として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を32%増加、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化を49%増加させることを目標値として設定した。また、今後老朽化が急速に振興することを踏まえ、適確な維持管理・更新に資するため、海岸堤防等の老朽化調査実施率を25%増加させることを目標値として設定した。

【把握の方法】

海岸管理者を対象とした毎年度末に実施するフォローアップ調査により把握。
(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)

【達成度合の判定方法】

イ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)

・達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

ウ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率

・達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

エ) 海岸堤防等の老朽化調査実施率

・達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%

2. 用語解説

注1 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2 国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を一期として策定。
注3 社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4 農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注5 機能診断	施設の機能の状態、劣化の過程及びその原因を把握し評価すること。
注6 スtockマネジメント	施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額)を低減するための技術体系及び管理手法の総称。